

日本語教員養成課程（副専攻）に関する規程

2019年11月27日 教務委員会可決

2019年12月14日 大学協議会可決

（目的）

第1条 この規程は、東日本国際大学学則（以下「学則」という。）第26条に基づき、副専攻として設置する日本語教員養成課程（副専攻）の科目の単位修得方法及び修了について定めることを目的とする。

2 日本語教員養成課程（副専攻）は、東日本国際大学が卒業認定・学位授与の方針に定める「多文化社会への理解と国際交流・異文化交流に努める能力と意志」を身につけることを目的として設置する。

（修了のための単位修得方法）

第2条 この課程を修了しようとする者は、文化審議会国語分科会の定める「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」に基づき別表1に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

2 本課程の受講手続き及び該当科目の履修方法に関する詳細は別に定める。

（課程修了証明書）

第3条 前条に定める所定の授業科目の単位を修得した者に対しては、本人の申請に基づき、日本語教員養成課程修了証明書を発行する。

（事務の所管）

第4条 この規程に関する事務は、教務部が所管する。

（規程の改廃）

第5条 この規程の改廃は、大学協議会及び教授会の議を経て、学長がこれを定める。

日本語教員養成課程（副専攻）に関する細則

2019年11月27日 教務委員会可決

2019年12月4日 大学協議会可決

（目的）

第1条 この規程は、東日本国際大学日本語教員養成課程（副専攻）（以下、課程という。）に関する規程に定める科目の履修方法等について、その詳細を定める。

（課程への登録）

第2条 課程を修了しようとする者は、各学期の定める期間に課程への登録をしなければならない。

2 登録前に取得済みの単位については、登録後に課程の取得単位として認定される。

3 課程への登録がなく履修登録を行った場合、当該授業の開講は保証されない。

4 日本語演習 A、B、日本語実習については、課程への登録がない学生の履修は認めない。

（履修要件）

第3条 日本語演習 A、B、日本語実習に登録する者は、登録時点で、（1）言語学、日本語概論、言語教育史の単位を取得済みであり、（2）別表に定めるその他の科目についても取得済みか履修中であること。

（課程修了証明書）

第4条 日本語教員養成課程修了証明書の名称は「日本語教員養成課程（副専攻）」とする。

（事務の所管）

第5条 この規程に関する事務は、教務部が所管する。

（細則の改廃）

第6条 この細則の改廃は、教務委員会の議を経て、学長がこれを定める。